

平成 31 年 4 月 5 日
公益社団法人北海道観光振興機構

メディアによる編集タイアップの企画提案を公募します（前期募集）

首都圏を中心に北海道の観光情報を広く発信するため、当機構ではメディアを対象としたタイアップ事業を実施することになりましたので、下記のとおり企画提案を募集いたします。

記

1. 事業名
平成 31 年度メディアタイアップ情報発信事業（編集タイアップ）
2. メディア対象
雑誌、ウェブサイト、テレビ、ラジオ等、各種媒体を有するメディア事業者（代理店を含む）
3. 企画提案指示書
事業詳細に関する説明会は開催いたしません。別添「企画提案指示書」をお読みいただき、ご不明な点などがありましたら担当者までご連絡ください。
4. 今後のスケジュール（予定）

4 月 26 日（金） 17:00	企画提案書の提出期限
5 月 10 日（金） 予定	企画審査会（書類審査）
5 月 17 日（金） 以降	各媒体による取材・編集・媒体露出

※後期募集については 7 月を予定しています。

5. 問合せ先
060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階
公益社団法人北海道観光振興機構
誘客推進本部 国内誘客部
TEL 011-231-5881（部直通）
石橋静枝（ishibashi@visithkd.or.jp）

平成 31 年度 メディアタイアップ情報発信事業 編集タイアップ企画提案指示書【前期】

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的
国内の市場における北海道観光の魅力発信強化を図ることにより、一般消費者の北海道に対する興味・旅行意欲を刺激し、道外客の誘客を促進する。
2. 募集対象者
雑誌、ウェブサイト、テレビ、ラジオ等の各種媒体を有するメディア事業者（代理店含む）
3. 取材対象期間
令和元年 5 月 17 日～令和元年 7 月 31 日（取材後、速やかに露出すること）
4. 企画提案の内容、テーマ等
次の(1)～(3)の条件を満たす北海道内の特集であること
(1) エリアを絞った拠点周遊型観光、滞在型観光を想起させる企画
(2) 身近で手軽に行ける北海道、何度も行きたくなる旅のイメージを想起させる企画
(3) 以下のいずれかのポイントが明確である企画
① 市場性（ファミリー層、女子旅層、趣味・嗜好層／アクティブシニア）
② テーマ性（体験、アウトドア、グルメ、温泉など）
③ ストーリー性（アイヌ文化、歴史、人、文化など）
5. 対象経費および金額
取材経費（航空代金、宿泊費、北海道内交通費、体験取材費等。ただし、取材対象外の飲食代は除く）と編集費を対象とし、1,000 千円（税込）を上限とする。
6. 選定方法と採択数
北海道観光振興機構並びに北海道経済部観光局にて、企画内容を検討・審査の上選定する。採択数は年間 18 媒体程度、前期公募では 5 媒体程度を予定する。
7. 企画提案に必要な書類
下記書類を各 1 部提出すること。
(1) 企画提案書
媒体名、テーマ、ページ数（TV、ラジオの場合は放送の時間帯・放送尺）、掲載時期、取材行程などを明記すること。データ送付を可とする。
(2) 媒体資料
掲載する記事の広告換算値が分かる資料を添付すること（紙媒体は広告料金表、TV の場合はスポット CM 料金表）。データ送付を可とする。
(3) 見積書
対象経費の項目、取材人数を明記すること。企画書とは別に作成し、代表印を捺印して本紙を郵送すること。
8. 企画提出期限
平成 31 年 4 月 26 日（金） 17:00
9. 企画提出先
〒060-0003
北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 緑苑ビル 1 階
公益社団法人 北海道観光振興機構
誘客推進本部 国内誘客部
担当：石橋静枝（TEL 011-231-5881 Email ishibashi@visithkd.or.jp）
10. 採択後の手続き
(1) 請書の提出をもって契約成立とする。採択通知後、当機構が定める様式に従って請

書を作成し、代表印を捺印して本紙を郵送すること。

- (2) 契約期間は、契約締結の日から掲載号の発行日（ウェブサイトの場合は掲載日、テレビ・ラジオの場合は放送日）までとする。
- (3) 取材出発前に行程を提示すること。
- (4) 成果物には取材協力のクレジット表記掲載を原則とする。ただし、媒体特性等を勘案し、協議の上認めた場合はこの限りではない。
- (5) クレジット表記や事実確認のため、出版・掲載前に校正を提出すること。

11. 事業完了後の手続き

- (1) 記事掲載後、当機構が定める様式による完了報告書（鑑文、要代表印）および任意の様式による報告書本文を作成すること。
- (2) 成果品（掲載媒体）を最低2部提出すること。
- (3) ウェブサイトの成果品は、画像ファイルやPDFなどハードコピーとして残すことが可能な形態で提出すること（URL提示のみは不可）。
- (4) テレビ・ラジオの成果品は、OA同録をDVDの提出またはデータ送信による提出とする。
- (5) 完了報告書・成果品の提出とともに請求書を発行すること（報告以前の日付は不可）。精算手続きは不要とし、請求額は採択時に決定した金額とする。
- (6) 振込先は会社名義の口座とし、個人口座の振込みは不可とする。

12. その他要件

- (1) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2) 企画内容の不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。また、当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。
- (3) この指示書に定めるもののほか、必要な事項は当機構が別に定めるものとする。